

役員_評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人がじまる福祉会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬及び旅費について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において役員等とは、法人の評議員、理事及び監事をいう。

(報酬)

第3条 報酬の額は次のとおりとする。

評議員	評議員会に出席したとき、1日につき5,000円。 ただし、評議員への年間の報酬支払総額は、105,000円の範囲内とする。
理事	理事会に出席したとき及び法人の業務に携わったとき1日につき5,000円。 ただし、理事への年間の報酬支払総額は150,000円の範囲内とする
監事	理事会に出席したとき及び法人の業務に携わったとき1日につき5,000円。 ただし、監事への年間の報酬支払総額は60,000円の範囲内とする

(報酬の支払方法)

第4条 報酬は、業務終了時に現金にて直接本人に支払う。

2 報酬は、源泉所得税を控除したうえで支払う。

(旅費)

第5条 出張旅費は、法人の職員の旅費規程に準じて支給する。

(適用除外事項)

第6条 役員が施設の職員を兼務している場合は、報酬は支給しない。

(会計処理の基準)

第7条 会計処理の基準は、法令及び定款に定めるもののほか、法人の経理規程によるものとする

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う

附 則

- 1 平成19年4月1日施行の「役員報酬規程」は廃止する。
- 2 この規程は、平成29年 6月 17日から施行する。
- 3 この規程は、令和4年 4月 1日から施行する。
- 4 この規程は、令和6年 4月 1日から施行する。